

## 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)の一部を次のように改正する。

別表の10の表中会議室Aの項及び会議室Bの項を削る。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 久喜市鷺宮東コミュニティセンターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。